

北海道海面利用協議会規約

第1 目的

「海面利用協議会等の設置について」（平成6年7月11日付け6水振第1583号水産庁長官通知）に基づき、海面利用の調整に関し、関係者からの意見聴取を行うため、北海道海面利用協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

第2 議題

協議会の議題は、北海道の海面における漁業と海洋性レクリエーションとの調整に関する事項とする。

第3 構成

(1) 協議会の委員は、水産林務部長が選任した次に掲げる者により構成する。

ア 北海道内（以下「道内」という。）における漁業協同組合の組合員又は役職員
4名

イ 道内に住所を有する遊漁関係者であって、ア以外の者 2名

ウ 道内に住所を有する海洋性レクリエーション関係者であって、上記以外の者
2名

エ 学識経験を有する者及び公益を代表すると認められる者 4名

(2) 委員の任期は、3年以内とする。

第4 運営

(1) 協議会は、水産林務部長が招集し、主催する。

(2) 協議会に座長をおき、水産林務部長が座長を指名する。

(3) 座長は、不在の場合などの都度、これを代行する者を指定することができる。

(4) 協議会の会議は、公開する。

第5 設置期限

協議会は、平成28年4月1日から起算して2年を経過する毎に、社会経済情勢の変化や開催実績等を勘案し、協議会設置の必要性や効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第6 その他

(1) 協議会の事務は水産林務部水産局漁業管理課において行う。

(2) この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、水産林務部長が定める。

附 則

この規約は、平成 6年7月21日から施行する。

附 則

この規約は、平成 8年6月19日から施行する。

附 則

この規約は、平成16年7月 7日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年4月17日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年8月 7日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年5月27日から施行する。